



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40
大樹生命福岡祇園ビル3階
TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

第60回 北部九州ブロック大会が盛大に開催されました



大石局長(右)にデジタル化宣言を渡す梅原会長(左)

一般社団法人全国青色申告会総連合と北部九州青色申告会連合会の共催による第60回(令和6年度)青色申告会北部九州ブロック大会が、去る10月22日、福岡市のANAクラウンプラザホテル福岡において開催されました。

当日は、来賓として福岡国税局より大石一郎局長をはじめとした関係幹部の方々、福岡県知事、福岡市長、友好関係団体の会長などをお招きし、福岡・佐賀・長崎3県の各青色申告会から会員、役職員合わせて約200名の参加がありました。

第1部では、全国青色申告会総連合の綿貫専務理事より「様々な課題を克服し、新たな成長へ前進」という題材のもと、世界経済や日本経済の現状や今後の見通しについて、また青色申告会のこれからの活動方針について説明がありました。

第2部では、福岡国税局の大石局長より「税務行政の現状と課題」という演題のもと、日本における財政の現状とコロナ禍を機にさらに活発になったDX化への取り組みによる税務行政の将来像についてご説明をいただきました。

また、講演後には北部九州青色申告会連合会の梅原会長が「デジタル化宣言2024」として、会員企業のデジタル化をさらに推進する宣言を行い、税務当局との一層の連携協調を図ることとしました。

懇親会では60周年の大会を記念して、おいしい食事をいただきながら、福岡県の無形文化財に指定されている「筑前博多独楽」を三代目筑紫珠楽さまに披露していただき、楽しい時間を過ごすことができました。

北部九州ブロック大会が福岡県で開催されるのは、コロナ禍を挟んで2019年以来5年ぶりでした。今回は福岡市での開催ということもあり、大変たくさんの会員の方にご参加いただきました。お忙しい中でお時間をつくっていただいた会員の皆さまには改めて感謝申し上げます。



所得税 予定納税(減額申請)のお知らせ

令和5年分所得税の年税額が15万円以上の方は、今年は9月に年税額の1/3の金額を、11月にも年税額の1/3の金額を事前に納める(合計2/3の税額を前払いする)ことになっています。

ただし一定の基準を満たせば、減額することができます。詳しくは事務局までお尋ね下さい。

※納めた所得税は経費にはなりません。記帳する際は、事業主貸勘定として下さい。

予定納税額の減額申請期限	11月15日(金)
予定納税額の納付期限	12月2日(月)

個人事業税 納付期限のお知らせ

令和5年分所得税の申告書を提出した方は、同時に個人事業税の申告も行ったものとみなされます。課税される事業所には各県税事務所から納税通知書が送られてきますので、以下の期日までに納めて下さい。納めた事業税は経費(租税公課)になります。

なお、事業税額等のご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせ下さい。

※年税額が1万円以下の方は、9月2日までに全額を納めます。

個人事業税 第1期 納付期限	9月2日(月)
個人事業税 第2期 納付期限	12月2日(月)

会費の口座振替手続きについて

まだ会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまは、口座振替手続きをお願い致します。

11月15日(金)が締め切りですので、それまでにご郵送又はご持参下さいますようお願い致します。

12月27日(金)が口座振替日です。来月の会報と一緒に明細書をお送りします。

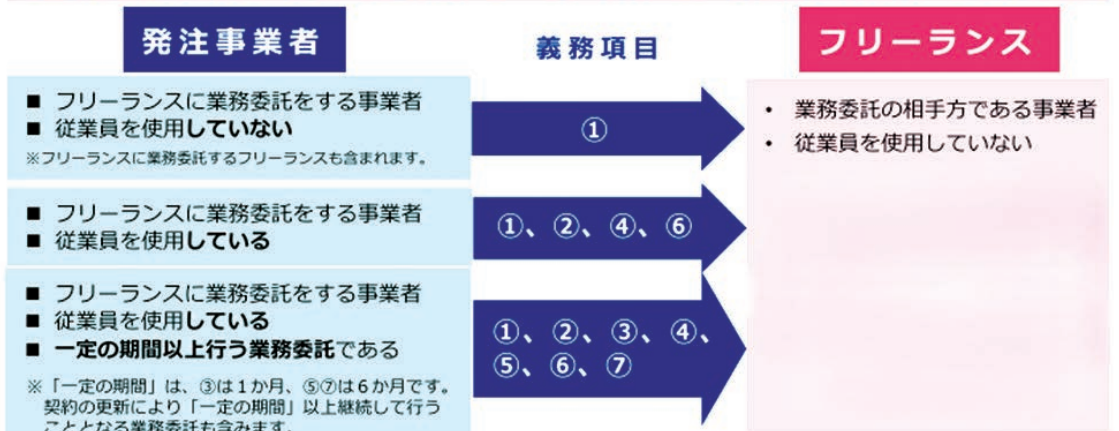
11月1日からフリーランス保護新法 (フリーランス・事業者間取引適正化等法)がスタートします!

フリーランスは労働基準法が適用されないため取引上弱い立場に立たされ、契約を一方的に変更されたり、報酬額が減額されたりするなどのトラブルがありがちです。そのような状況を改善するため、2024年11月1日よりフリーランス保護新法が施行されます。フリーランス保護新法では、フリーランスに業務を委託する発注事業者は次の義務を守る必要があります。

※ここでいうフリーランスには「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」事業者は含みません

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。

- ① 書面等による取引条件の明示
- ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払
- ③ 禁止行為
(受領拒否、報酬の減額、返品、買ったたき、購入・利用強制、不当な経済上の利益の提供要請、不当な給付内容の変更・やり直し)
- ④ 募集情報の的確表示
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示



出典：内閣府リーフレットNo.13

業務委託で仕事をしている方で、発注事業者から不当な扱いをされたなどがあった場合には厚生労働省が委託する弁護士に相談することができます。

詳しくは、公正取引委員会

フリーランス新法特設サイトにてご確認ください。

https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024/



弁護士による無料相談行います!



弁護士の橘先生による無料相談

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか?

ご希望の方は下記の日程をご確認の上、事前に事務局までご予約ください。

11月14日(木) 15:00~17:00

税務相談日のお知らせ

税理士による無料相談
ご相談の際は、ご予約をお願い致します。

11月11日(月)・21日(木)・12月2日(月)

10時~12時 / 13時~16時

※所得税・消費税・相続税・贈与税等々
※上記は都合により変更する場合がございます。

行事予定	行事予定日	行事内容
今月以降の	11月11日(月)・21日(木)・12月2日(月)	税務相談日
	11月12日(火)	日帰りバスツアー (※事務局は留守にします)
	11月14日(木)	法律相談日
	11月25日(月)	全青色共済・傷害特約 口座振替日
	11月27日(水)	全青色傷害・疾病入院補償 口座振替日
	12月2日(月)	個人事業税・所得税予定納税 納付期限

ふくおかNEWS

メール: info@aoiro-f.com
H P: <https://aoiro-f.com/>
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

表面にも記載しておりますが、福岡県でブロック大会が開催されました。お忙しいなか参加いただいた皆さま、ありがとうございました。

先月号に掲載しました新しい派遣税理士の漢字氏名に誤りがありました。正しくは『阿部和浩』先生です。訂正してお詫び申し上げます。